

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

655号
2020

滋賀県最低賃金の改正について

2円引き上げて、時間額868円に

令和2年度の滋賀県最低賃金は、滋賀地方最低賃金審議会の答申を踏まえ、時間額868円に改正されます。

効力の発生は、令和2年10月1日です。

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

【お問合せ先】

滋賀労働局労働基準部賃金室	TEL：077-522-6654
大津労働基準監督署	TEL：077-522-6616
彦根労働基準監督署	TEL：0749-22-0654
東近江労働基準監督署	TEL：0748-22-0394



11月15日は「滋賀県産業安全の日」 (無災害運動期間 11月1日～30日)

令和元年の労働災害発生状況は、死亡災害は10人と2年連続で10人以上となり、休業4日以上之死傷災害は1,376人となり、前年より27人の減少となったものの、死亡災害ゼロ、休業4日以上之死傷災害を1,315人以下にするという第13次労働災害防止推進計画の2年度目である令和元年度の目標を達成することはできませんでした。

このような状況から、滋賀労働局では、県内の各事業場における安全衛生活動の実効性を高め、労働災害防止に向けた機運を向上させるため、「滋賀県産業安全の日無災害運動」を展開し、各事業場への参加を幅広く呼び掛けています。

無災害運動の詳細や参加申込方法につきましては、滋賀労働局HPに掲載しています。

【お問合せ先】 滋賀労働局労働基準部健康安全課
TEL：077-522-6650

目次

表紙	滋賀県最低賃金の改正について 11月15日は「滋賀県産業安全の日」
P 2	子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります！ 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金のご案内
P 3	新しい働き方・休み方を実践するために、年次有給休暇を上手に活用しましょう
P 4	職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました。 2020年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内
P 5	雇用シエアの活用について「雇用を守る出向支援プログラム2020」
P 6	就職氷河期世代の方の就職支援にご協力をお願いします！ 内職求人掲載しませんか
P 7	企業内家庭教育学習講座の開催をお手伝いをします 働く女性のキャリアアップセミナーのご案内
P 8	生産性向上支援訓練&ITスキル活用カセセミナーのご案内 在職者訓練のご案内
P 9	シルバー人材センターからのお知らせ 中小企業退職金共済制度のご案内
P 10	高齢・障害者雇用助成金説明会のご案内
P 11	労働委員会だより
P 12	労働相談Q&A

10月1日～7日は全国労働衛生週間です

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります!

(施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになります。

改正前

- ・ 半日単位での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ 時間単位での取得が可能
- ・ 全ての労働者が取得できる

○「時間」とは1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

○法令で定められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

- ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
- ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

就業規則の規定例（子の看護休暇の場合）

第〇条 看護休暇

- 1 小学校の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

※介護休暇も同様の改定が必要で

記載例：介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

★子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は労使で十分に話し合ってお決めください。詳細は、ホームページをご覧ください。

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html> (厚生労働省ホームページ)

【お問合せ先】滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190

母性健康管理措置による休暇取得支援助成金について

滋賀労働局雇用環境・均等室

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を創設しました。

○母性健康管理措置の詳細についてはこちらからご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

<助成金の対象>

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、その内容を9月30日までに新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容と合わせて労働者に周知した事業主が、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に当該休暇を合計して5日以上取得させた場合

<助成内容>

対象者1人当たり、有給休暇5日以上20日未満：25万円

以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）（1事業所当たり20人まで）

【お問合せ先】滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190

新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

- ① **時間単位年休の対象労働者の範囲**
対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。
- ② **時間単位年休の日数**
1年5日以内の範囲で定めてください。
- ③ **時間単位年休1日分の時間数**
1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。
- ④ **1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数**
2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

年次有給休暇の時間単位での付与に関する労使協定(例)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

(対象者)

第1条 すべての労働者を対象とする。

(日数の上限)

第2条 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は5日以内とする。

(1日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休)

第3条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日の年次有給休暇に相当する時間数を8時間とする。

(取得単位)

第4条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1時間単位で取得するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 総務部長 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者



例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者



◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

【お問合せ先】 滋賀労働局 雇用環境・均等室 Tel:077-523-1190

(受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く))

令和2年6月1日より

職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました

～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されています～

改正① パワーハラスメント防止措置の義務化（労働施策総合推進法の改正）

※ 中小企業は、令和4年3月31日までの間は、努力義務となります。

→ 中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

【改正内容】

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置（※）を講じることが事業主の義務となりました。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになりました。

★職場におけるパワーハラスメントとは、

以下の**3つの要素をすべて満たす**ものです

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導についてはパワハラには該当しません

※雇用管理上必要な措置とは、以下のとおりです。

より具体的には、法の指針で定められています。

- 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- 相談・苦情に適切に対応するために必要な体制の整備
- 事後の迅速かつ適切な対応
- 併せて講ずべき措置（プライバシー保護・不利益取扱い禁止の明確化及び周知等）

改正② セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上

（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正）

【改正内容】

- 1 セクハラ等の防止に関する**国・事業主・労働者の責務が明確化**※されました（パワハラ、いわゆるマタハラも同様（2、4も同じ。））

※セクハラ等を行ってはならないものであり、**事業主・労働者の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が**不利益な取扱いを行うことが禁止**されました
- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への**協力を求められた場合にこれに応じるよう努めること**とされました

※あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化されました。

- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が**拡大**※されました

※セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになりました。

【お問合せ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190
(受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）)

21世紀職業財団

2020年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. <オンライン>ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2020年10月27日（火）又は12月2日（水）両日とも 13:30～16:30

開催方法 オンライン（Webシステム利用・全国どこからでもご参加いただけます。）

担当講師 客員講師 猪熊 康二

2. <集合型>ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。講師の講評や参加者同士の意見交換からも貴重な気づきが得られ、研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2020年10月20日（火）9:30～16:30

場 所 鐵鋼會館 第5・6会議室（大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アーバンビル11階）

担当講師 客員講師 井上 泰世

【お問合せ先】

公益財団法人21世紀職業財団関西事務所

TEL：(06)4963-3820

FAX：(06)4963-3821

E-mail：kansai@jiwe.or.jp

URL：http://www.jiwe.or.jp



多彩な力が活躍する社会に

21世紀職業財団

雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して、従業員の雇用を守る企業を無料で支援します

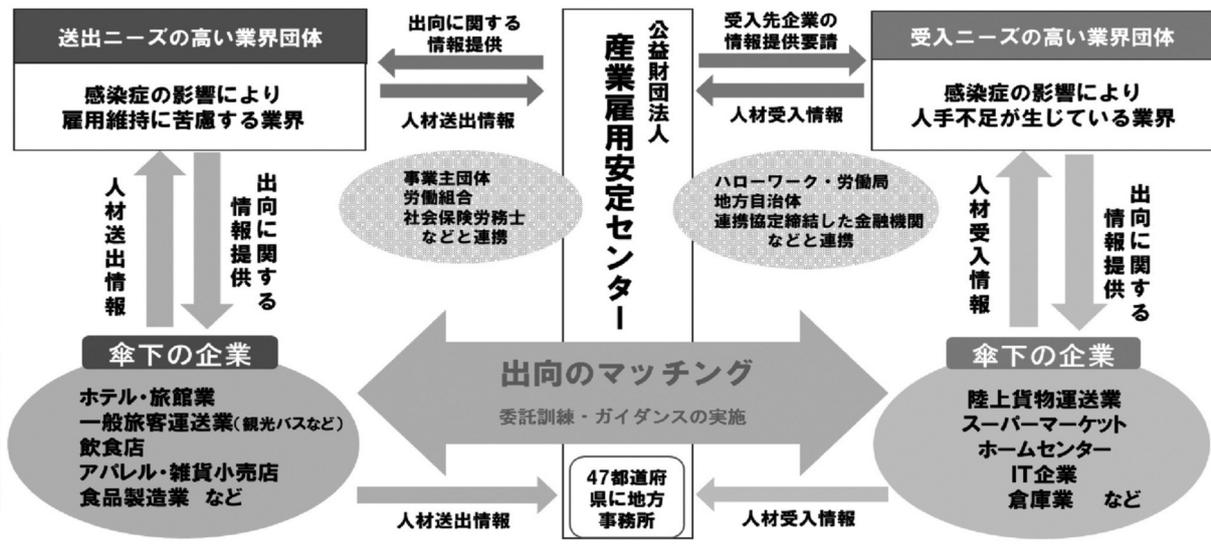
概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア（在籍型出向）を活用しようとする場合に、双方の企業様に対して出向のマッチングを無料で行います。（以下の「雇用を守る出向支援プログラム2020」をご参照ください。）

雇用を守る出向支援プログラム2020

～ 雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料で行います。



産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体等が協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

お気軽にご相談ください

【お問合せ先】

< 出向・移籍の専門機関 >

公益財団法人 **産業雇用安定センター**
滋賀事務所

〒520-0051
 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階
 TEL. 077-526-3991
 FAX. 077-526-2761

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>



就職氷河期世代の方の就職支援にご協力をお願いします！

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代※の中には、希望する就職ができず、不安定な仕事に就いている・無業の状態にあるなど、さまざまな課題に直面している方がおられます。

こうした方の積極的な採用や人材育成に、事業主の皆様のご理解とご協力をお願いします。

※おおむね1993年（平成5）年～2004年（平成16年）に学校卒業期を迎えた世代を指します。

就職氷河期世代限定（歓迎）求人のご提出をお願いします

ハローワークでは、就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方で、安定した雇用を希望している方を対象とする求人を受け付けていますので、ぜひご検討ください。

* 35歳以上55歳未満の年齢制限を行い就職氷河期世代に限定して募集する求人と、年齢不問で就職氷河期世代の応募を歓迎する求人があります。詳しくは、事業所管轄ハローワークにご相談ください。

就職氷河期世代支援に活用いただける助成金があります

- 求職者を一定期間試行的に雇い入れる場合
 - ➔ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）
- 正社員経験が無い（少ない）方を正社員として新たに雇い入れる場合
 - ➔ 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）
- 非正規雇用労働者に対して雇用型訓練を実施する場合
 - ➔ 人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）

詳細は滋賀労働局HPに掲載しています。



https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/syuusyokuhuyougakisedaisienn_00115.html

【お問合せ先】 滋賀労働局職業安定部 職業安定課 TEL：077-526-8609

事業主の皆様へ

内職求人



滋賀県生涯現役促進地域連携協議会では、毎月1回、内職求人情報誌を発行しています。求人情報は随時受け付けています。詳しくは下記までお問い合わせください。

【発行日】 毎月1日（原則）

【配布場所】 県内ハローワーク、各市町、関係団体等

☑ 県ホームページにも内職求人情報を掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/300117.html>

【お問合せ先】 滋賀県生涯現役促進地域連携協議会（滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課内）

TEL：077-527-0450（内職専用ダイヤル） FAX：077-528-4873

随時募集

掲載無料

住まいのことなら滋賀県住宅生活協へ

広告

分譲地の開発

分譲地の販売



不動産の仲介

リフォーム・サポート

住宅相談会



滋賀県勤労者住宅生活協同組合

資料請求・お問い合わせ

077-524-2800

滋賀県知事(13)第631号 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが6階 定休日/火・水・祝 営業/9:00~18:00

専門性のある講師を派遣！

子どもの育ちを支える取組の輪を広げています。あなたの企業・事業所もぜひともご加入ください。

企業内家庭教育学習講座の開催をお手伝いします



企業・事業所において、子育てや家庭教育についてのテーマで学んでいただける学習講座（企業内家庭教育学習講座）の開催を支援します。

講師謝金・旅費は、県生涯学習課が負担します。開催にあたって講師の派遣を希望される企業・事業所はお問い合わせください。



【家庭教育学習講座の一場面】

【これまでの講座テーマより】

子どもの「やる気」を引き出すコミュニケーションスキル	絵本で子育て 心育て
しなやかに仕事も子育ても	聴いていますか子どもの声を
仕事と生活の相乗効果	アンガーマネジメントで「怒りの連鎖」を断ち切ろう
コミュニケーションを子育てに生かそう	読み聞かせに関する学習講座（親子で読み聞かせ）

【お問合せ先】滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

TEL：077-528-4654

FAX：077-528-4962

E-mail：ma06@pref.shiga.lg.jp

URL：https://www.nionet.jp



滋賀県学習情報提供システム

「におねっと」

↓↓ぜひともご覧ください↓↓

におねっと

検索

Click!

働く女性のキャリアアップセミナー

仕事を続けていると、色々な悩みがあるものです。そうした悩みから自らのキャリアをあきらめなためにも、『働く女性のキャリアアップセミナー』でいつまでも自分らしく働くために必要なことを学びませんか。オンラインでの参加も可能で、充実した内容を2時間にギュッと凝縮してお伝えします。「さらなるキャリアアップを目指す方」におすすめです。

開催日時：令和2年11月2日（月）13：30～15：30

会場：滋賀県庁 新館7階大会議室（大津市京町四丁目1番1号）

定員：50名（オンラインでの参加人数は無制限）

講師：株式会社プラウド 代表取締役社長 山本幸美氏

受講料：無料

対象：県内企業で働いている女性（概ね勤続10年以上）で、事業主（所属長）の推薦のある人または、県内企業で管理職として働く女性

応募方法：「受講申込書」を「郵送」または「ファックス」していただくか、「しがネット受付サービス」によりお申し込みください。

しめきり：令和2年10月21日（水）必着

令和2年12月9日（水）には、概ね勤続10年以内の女性を対象とした「スキル&モチベーションアップセミナー」を開催予定です。詳細は県HPをご覧ください。

【お問合せ先】滋賀県商工観光労働部 女性活躍推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL：077-528-3772 FAX：077-528-4807

しがネット受付サービス https://s-kantan.com/pref-shiga-u/

滋賀県 働く女性のためのセミナー

検索

主催 滋賀県
共催 一般社団法人滋賀経済産業協会
後援 仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが

満足度
99.3%
(令和元年度)

- ◆ 生産管理、組織マネジメントなど貴社の生産性向上に 《生産性向上支援訓練》
- ◆ 業務の効率化に必要なITの活用や情報セキュリティ等の知識や技術習得に《IT活用セミナー》



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

生産性向上・ITスキル向上を応援!!

コース名	会場	開催日	受講料(税込)
生産現場の問題解決	②	10/2	3,300円/人
品質管理実践	①	10/16	3,300円/人
AI(人工知能)の現状	②	10/23	2,200円/人
業務効率向上のための時間管理	②	11/6	3,300円/人
プロジェクト管理技法の向上	①	11/27	3,300円/人

コース名	使用ソフト	会場	開催日	受講料(税込)
ビジネス文書作成術	Word2016	③	10/14	2,200円/人
視覚効果を活用するプレゼンテーション技法	PowerPoint2010	⑤	11/18	2,200円/人
ピボットテーブルを活用したデータ分析	Excel2016	④	11/24・25	3,300円/人
業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用	Excel2016	③	12/1・2	3,300円/人
表計算ソフトのマクロによる定型業務の自動化	Excel2016	④	12/3・4	3,300円/人
相手に伝わるプレゼン資料作成	PowerPoint2010	⑤	12/8・9	3,300円/人

■ 訓練時間

10/23「AI(人工知能)の現状」...13:30~16:30
上記以外 ... 9:30~16:30

■ 会場

- ①...ポリテクセンター滋賀(大津市)
- ②...彦根商工会議所(彦根市)
- ③...PCカレッジスタック近江八幡校本校(近江八幡市)
- ④...キャリアプラザビット滋賀本校(粟東市)
- ⑤...国際経営情報専門学校(大津市)

■ 申込方法等

コース内容及び申込方法等は、下記HPをご参照ください。
上記のほか今年度開催予定の全コースをHPに掲載しています。

■ オーダーコース

受講者数が10名以上の場合は、貴社に講師を派遣して実施することもできます。まずはご相談ください。

【お問合せ先】

ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター
生産性センター業務課 TEL: 077-537-1176 FAX: 077-537-1215
URL: https://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html

ポリテク滋賀 生産性

在職者訓練のご案内

滋賀県および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース(技能向上セミナー)

- 機械系(測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど)
- 溶接系(アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など)
- 電気系(第一種電気工事士試験準備、電気主任技術者のための知識、エコキュート施工技術基礎など)
- 制御系(有接点リレーシーケンス、プログラマブルコントローラ制御、油圧制御、VBAなど)
- 塗装系(金属塗装技術)

◇(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース(能力開発セミナー)

- 機械関係
(実践機械製図、油圧実践技術、空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場に活かす品質管理技法、設計に活かす3次元CADアセンブリ技術、ステンレス鋼のTIG溶接技能クリニック、被覆アーク溶接技能クリニック、旋盤加工技術、鉄鋼材の熱処理技術、現場の安全確保(5S)と生産性向上など)
- 電気・電子関係
(電子回路計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術、携帯通信端末によるPLC制御技術、高圧電気設備の保守点検技術など)

建築関係

- (木造住宅の基本計画技術、在来木造住宅設計実践技術、実践建築設計2次元CAD技術、実践建築設計3次元CAD技術、ネットワーク工程管理実践技術など)

※コースの詳細(開催日・内容・受講料等)、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門学校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門学校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191 (訓練課 事業主係)	0748-31-2252 (学務援助課 援助係)
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
URL	https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/ http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/ 滋賀職能大ホームページ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html			

シルバー人材センターからのお知らせ



◆技能講習受講生募集

60歳以上の方を対象に受講料無料の技能講習会を開催します。
木造空き家簡易鑑定技能講習、介護送迎運転者講習
介護技術ブラッシュアップ講習、警備技能講習 等

◆会員募集

社会のために、自らのために、あなたの豊かな知識と経験をシルバー人材センターで活かしませんか。働く意欲のある60歳以上の方のご入会をお待ちしています。活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センターのHPをご覧ください。

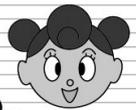
【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階
TEL : 077-525-4128 FAX : 077-527-9490
URL : <http://www.sjc.ne.jp/shigapref>



事業主さん

安全・有利・手軽な
国の退職金制度を活用しませんか。



中CHU退TAI共KYO
小企業 退職金 済制度

詳しくは
ホームページをご覧ください。

中退共

検索

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

社外積立で管理も簡単
退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

広告



けっこう使える。
ろうきん

ろうきん
イメージモデル
高梨 臨

はたらくあなたへ、笑顔を届けに

近畿ろうきん

<https://www.rokin.or.jp>

お客さま
センター ☎ 0120-191-968

月曜～金曜9:00～18:00(祝日、12月31日～1月3日は除く)

～高齢者や障害者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主の皆様へ～

高齢・障害者雇用助成金説明会のご案内

☆65歳超雇用推進助成金

- (A) 65歳超継続雇用促進コース ……定年年齢等の引上げ（就業規則の改定）
- (B) 高齢者評価制度等雇用管理改善コース ……高齢者の雇用管理制度の整備等を実施
- (C) 高齢者無期雇用転換コース ……勤続5年以内の無期雇用転換制度の導入・転換

☆障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

障害者の雇用・継続にあたり、施設・設備・雇用管理に特別な措置を講じる事業主が対象となる助成金

【説明会】2時間程度
 ☆65歳超雇用推進助成金
 ……令和2年度の主な改正点と各コースの概要と申請ポイントを解説します。
 ☆障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金
 ……助成金の概要と要点の説明をします。

【個別相談会】説明会終了後実施します。
 ☆具体的な計画を検討中の事業所様における個別のご相談を承ります。（なお、65歳超雇用推進助成金の個別相談をご希望の場合は就業規則（写）をお持ちください。）

● 日 程 ・ 会 場 ●

令和2年 開催日時		会場	所在地	電話番号
① 9月29日（火） ② 10月26日（月）	13：30～15：30	ポリテクセンター滋賀	大津市光が丘町3-13	077-537-1214
① 10月 6日（火）	13：30～15：30	ハローワーク彦根	彦根市西今町58-3	0749-22-2500

- * 各開催日の定員：15名（定員になり次第締め切りとさせていただきます）
- * 各会場に駐車場はありますが、駐車台数に限りがありますのでご注意ください。
- * 新型コロナウイルス感染症対策のため当日はマスクの着用をお願いいたします。

申込書はホームページからダウンロードできます。

(URL：https://www.jeed.or.jp/location/shibu/shiga/25_ks_jyoseikinsetumeikai.html)

【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
 滋賀支部高齢・障害者業務課
 TEL：077-537-1214



労働委員会
だより

雇用のトラブルまず「相談」！次に「あっせん」を！

～10月は「個別労働関係紛争処理制度(労働相談・あっせん)周知月間」です！～

あっせん制度とは？

労働委員会では、正社員やパート社員、派遣社員など一人ひとりの労働者と使用者との間に生じた労働関係紛争を解決するため、労働問題について経験豊かなあっせん員が労使双方からお話を聴いたり、助言を行い、話し合いにより解決できるよう、お手伝いする「あっせん制度」を設けています。

あっせんの対象は？

労働者と使用者との間に発生した労働条件や雇用に関するトラブルで、当事者間での自主的な解決が困難となったものが対象となります。例えば、次のような事案があります。

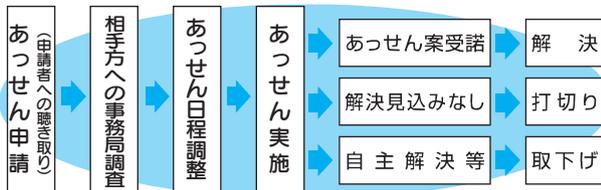


(労働者)
・最初に示された労働条件が実際の状況と違う。
・セクハラやパワハラを受けた。



(使用者)
・やむを得ない事情で社員に配転命令を出したが、理由なく拒否された。
・社員から高額な退職金を要求された。

あっせんの流れは？



申請方法は？

あっせん申請書を郵送もしくは事務局へご持参ください。申請書は事務局で直接お渡しするほか、ホームページからダウンロードできます。

※メールやFAXによる申請は受け付けておりません。

事例の紹介

◇解雇トラブルの金銭解決

正社員のAさんは、会社から1日8時間勤務と聞かされていたにもかかわらず、所定労働時間を超える作業工程が組まれたため、工程の見直しを求めましたが、改善されませんでした。そこで、会社に対して、このままだと他の仕事を探さざるを得ないと伝えたところ、突然、会社から「明日から仕事に来なくてよい」と言われ、翌日以降の工程表からAさんの名前が削除され就労できなくなりました。

Aさんは、このような会社の対応に納得できなかったため、あっせん申請をしました。

本件は多岐に渡る法的論点の主張があり、あっせんの場において、両当事者から個々の争点について詳細に聴取することは、相当の時間がかかり、必ずしも解決に結びつくものではないと思われました。そこで、両者の合意を目指すことが最善の方法であるとの判断のもとに、解決金の支払いに焦点を絞った両当事者の調整が行われました。

両当事者にはそれぞれの思いがあり、一時は打切り寸前になりましたが、双方を粘り強く説得することで、解決に結びつけることができました。

☆中央労働委員会ホームページ「労働紛争の調整事例と解説」にもあっせん事例が多数掲載されています。

毎月、第4金曜日には、
「月例労働相談」も開催中！

開催時間：14:45～

開催場所：滋賀県労働委員会

募集人数：毎回3名（組）まで

お問合せ先：077-528-4472

無料労働相談会を開催します！

- ★ 労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員が、三者一組で丁寧に相談に応じます。
- ★ 労働者、労働組合、事業主の方など、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

※下記への事前申込みが必要です。各相談日の前日の17時までにお申込ください。

【お問合せ先】 滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1（県庁東館5階） TEL：077-528-4472

開催日	時間	会場	所在地
10/9(金)	14:45 ～17:10	滋賀県労働委員会 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1
10/10(土)	13:00 ～16:00	滋賀県消費生活センター 2階会議室	彦根市 元町4-1
10/17(土)	13:00 ～16:00	滋賀県男女共同参画センタ ー2階研修室A	近江八幡市 鷹飼町80-4
10/23(金)	14:45 ～17:10	滋賀県労働委員会 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1
10/27(火)	17:30 ～20:00	草津市市民交流プラザ5階 小会議室5	草津市 野路1-15-5

時間単位の年次有給休暇制度について

年次有給休暇は原則1日単位ですが、労使協定の締結により、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。治療のための通院、子どもの学校行事への参加や家族の介護など、労働者のさまざまな事情に応じて、柔軟に休暇を取得できるよう「時間単位の年次有給休暇制度」の導入を検討されている会社も多いかと思えます。今回は制度導入にあたって、いくつか注意点について考えてみます。

質問 制度の対象となる労働者の範囲を定めることはできますか。

回答 労使協定において対象労働者の範囲を定めることとされていますが、この際に事業の正常な運営との調整を図るといった観点を考慮に入れることは考えられます。

例えば、一斉に作業を行うことが必要とされる職場では、時間単位での年次有給休暇はなじまないことが考えられます。

なお、「育児を行う労働者」など、取得目的によって対象範囲を定めることはできません。

質問 「時間単位の年次有給休暇制度」において労使が合意しても禁止されていることはありますか。

回答 労使協定において、

- ・時間単位の年次有給休暇を取得できない時間帯を定めること
- ・所定労働時間の中途の取得を制限すること
- ・1日に取得できる時間単位の年次有給休暇の時間数を制限すること

等は認められていません。

質問 「時間単位の年次有給休暇」を何回か取得した結果、当該休暇が1日分に達した場合は、平成31年4月から施行された年5日の年休取得義務のうちの1日分としてカウントしてよいのでしょうか？

回答 使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての労働者に対し、年5日の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっていますが、時間単位の年次有給休暇については、取得日数としてカウントすることはできません。ちなみに半日単位の年次有給休暇取得につきましては、0.5日分としてカウントすることが認められています。

滋賀県労働相談所

電話番号 **077-511-1402**

0120-967164 (フリーアクセスは、滋賀県内固定電話(もしくは公衆電話)からのみ利用可能です。)

開設時間 月曜日～金曜日(平日) 10時～17時(12:30～13:30は除く)

場所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階(面談相談は事前連絡が必要です)

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
 〒520-8577 大津市京町4-1-1
 TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873
 URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/>
 E-mail: fe00@pref.shiga.lg.jp